

総務省組織令の一部を改正する政令要綱

第一 大臣官房及び大臣官房総務課の所掌事務に国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）の規定による対象政党事務所等の指定に関することを追加すること。

（第三条及び第二十二條關係）

第二 この政令は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の施行の日から施行すること。

（附則關係）